府中市総合計画審議会規則

平成 24 年 6 月 27 日 規則第 24 号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市総合計画条例(平成24年6月府中市条例第12号) 第5条第5項の規定に基づき、府中市総合計画審議会(以下「審議会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

- 第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 府中市議会の議員
 - (2) 府中市教育委員会の教育長又は委員
 - (3) 府中市農業委員会の委員
 - (4) 公共的団体の役員
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 府中市の職員

(平 27 規則 16・一部改正)

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(審議会の会議)

- 第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる
- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会 長が審議会に諮って定める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成 27 年 3 月 24 日規則第 16 号)
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。